

『朗詠集』に見えない朗詠曲

—「朗詠譜本」の十曲—

青柳隆志

はじめに

「朗詠」として唱われる詞章が、必ずしも『和漢朗詠集』・『新撰朗詠集』に載るものに限らなかつたことは、柿村重松氏をはじめ、既に多くの指摘がある。しかし、鎌倉・室町期に編まれた所謂「朗詠譜本」を見ると、その詞章の大部分はこれら二つの『朗詠集』を典拠としている。任意の詩文の自由な吟誦から生じた「朗詠」も、この時期には漸く音楽的歌謡として定着し、その規範として『和漢朗詠集』・『新撰朗詠集』を尊重する傾向が生じたのであろう。

しかし、計百九十五首にのぼる朗詠譜本の詞章の中には、『朗詠集』を典拠としないものが、なおいくつか存在する。すなわち、次に掲げる十首である（初句の訓読は各朗詠譜本に従う）。

- ① 「澄澄として遍く照らす」 （『本朝文粹』卷八 紀長谷雄）
- ② 「青黛眉かいて眉細く長し」 （『白氏文集』卷三 新樂府）
- ③ 「功德林を成す」 （『本朝文粹』卷十四 大江朝綱）
- ④ 「鳳凰鴛鴦は」 典拠未詳
- ⑤ 「桂醕蘭肴」 （『本朝文粹』卷九 大江朝綱）
- ⑥ 「変態續粉たり」 （『菅家文章』卷七／『文粹』八）
- ⑦ 「秋尊在世の昔」 典拠未詳
- ⑧ 「風香調の中には」 典拠未詳
- ⑨ 「万徳莊嚴の化主」 典拠未詳
- ⑩ 「李門の浪に浜りて二年」 （『本朝文粹』卷十 菅原輔昭）

これらの詞章は、『表1』に示すように、順次、各朗詠譜本に採られ、『朗詠集』に出る詞章に伍して実際の朗詠にも用いられた。その多くは、『本朝文粹』・『白氏文集』等、『朗詠集』の主要な典拠である文献に載るものであるが、なお典拠未詳の句も少なくはない。このことは、当時の「朗詠」が、『朗詠集』の枠を越えて、更に適切な佳句を博搜し、これを取り込む柔軟性を有していたことを示している。

では、これらの詞章は、どのような経緯から「朗詠曲」として扱われるようになったのだろうか。そしてそれは、各朗詠譜本のあり方とどのように関わるのだろうか。

本稿で私は、これら十曲の「朗詠曲」を、朗詠譜本ごとに調査し、その扱われ方を検討することを通して、更に、各朗詠譜本の性格についても考察を加えることにしたい。

一、「朗詠要抄」因空本

『朗詠要抄 因空本』は、現存最古の藤家朗詠譜本である。収載曲数は四十一曲と主要譜本中最も少ないが、秘曲とされる曲が多く、藤家朗詠伝授の深奥を伝える、極めて重要な譜本である。

同譜は、前半三十五曲・後半六曲に区分され、それぞれに奥書を有する。

○前半奥書

本云寛喜第四天（一二三二）壬辰卯月廿七日、於常州筑波山麓所詠之秘曲、依其志不浅、皆授之了。荣賢在判

○後半奥書

本云文永二年（一二六五）乙丑十一月十一日、秘事朗詠、悉以

【表1】「朗詠譜本」の『朗詠集』集外句一覧

派李門之	万徳荘嚴	風香調中	尺尊在世	変態續粉	桂醋蘭肴	鳳凰鴛鴦	功德成林	青黛画眉	澄澄遍照	朗詠要抄 因空本
/	/	/	/	/	/	2 9	2 8	2 1	1 2	朗詠要抄 円珠本
/	/	/	/	4 3	3 9	/	9 1	/	/	朗詠要集
/	/	/	5 7	3 3	/	/	5 8	/	/	朗詠要抄 小島春庵本
/	②	①	/	/	/	/	/	/	/	九十首抄 後崇光院本
3 5	/	/	/	4 5	4 0	1 0 1	/	/	2 1	九十首抄 流布本
5 0	/	/	/	6 1	5 6	1 2 5	/	/	3 4	陽明文庫本
6 0	/	1 5 9	1 7 4	7 3	6 8	1 6 0	1 5 8	/	4 1	朗詠譜
/	/	/	(2) 8	(2) 1	/	/	/	/	/	金沢文庫本 朗詠譜

奉傳豪愉大徳了。桑門心空在判

延慶二年（一二三〇九）己酉八月十三日、朗詠秘事、不残一曲、

悉以奉傳普一大徳畢。因空（花押）

すなわち同譜は、藤原孝道（一一六六一一二三七）の弟子、全王

助栄賢（藤原光成四代裔）により纏められ、後に六首を増補して、

敬法上人心空一豪愉大徳因空一普一大徳へと相承されたものである。

同譜は、『和漢朗詠集』から二十七首、『新撰朗詠集』から十首

の詞章を採っている。しかし、次に掲げる四首は、両『朗詠集』に見えない。

①澄（チヨウ）タトシテアマネクテラス・禁庭（キムテイ）ノク

サシモヲイタ、ク・皓（ケウ）タトシテナ、メニシツム・御溝

（ギヨコウ）ノミツタマヲフクム（メリ）（月 12番）

②セイタイマユカイテマユホソクナカシ・ウトキヒトニハミエマ

ウシ・ミエテノ、チニハワラウラム・テンホウノスエノトシイ

マヤウスカタナレハ（上陽人 25番）

③功德（クドク）ハヤシヲナス・アマネク恵花（エクエ）ヲ四生

ノ意樹（イジュ）ニヒラキ・苦（ホ）提タネヲワカツ・マサニ

甘（カム）露ヲ六種ノ身田（シデン）ニソ、ク（佛力 28番）

④鳳凰鴛鴦（ホウクワウエンアウ）ハ・ヲノツカラ和鳴（クワメ

イ）ノコエヲソヘ・ソウクワ啄ホクハ・ソラニ伶龍（レイリヨ

ウ）ノヒ、キヲ、クル（比巴銘 序云 29番）

まず「澄々として遍く照らす」は、『本朝文粹』巻八に見える、

紀長谷雄（八四五〜九一二）の書いた詩序の一部である。

八月十五夜者、天之秋、月之望也。更闌人定、雲淨月明。十二

廻中、無勝於此夕之好、千萬里外、各争吾家之光。况復思感於

秋、心疑不夜。澄澄遍照、禁庭之草戴霜、皎皎斜沈、御溝之水

含玉。于時高天早曉、繁漏頻移。憐秋夜之可憐、玩清景之可玩。

更及盃無算、令叙事大綱。臣不勝恩酌之重、已爲醉郷之人。恐

對明月之輝、以述暗陋之緒、云爾。

（詩序一 八月十五夜同賦天高秋月明各分一字、應製探得水字）

この詩序の書かれた時期は明白でないが、『本朝文粹』では、直

後に同人の「八月十五夜、陪菅師匠望月亭」の詩序があり、少なく

とも菅原道真の左遷（九〇一）以前の作と推定される。

この詩序からは、早く『和漢朗詠集』に次の句が採られている。

十二廻中 無勝於此夕之好 千万里外 各争吾家之光 （十五夜 二四四番）

この句は、『朗詠要抄 円珠本』以下五本の朗詠譜本に見えるほ

か、『唯心房集』の今様にも用いられており、八月十五夜の秀句と

して頗る著名であった。これに続く「澄澄遍照」の部分が、朗詠曲

として取り上げられたのは不自然でない。

「澄々として遍く照らす」は、月のくまなく照るさまを霜や玉に

喩えた句で、『朗詠九十首抄 後崇光院本』、『朗詠九十首抄 流

布本』、『陽明文庫朗詠譜』にもそれぞれ「月」の題で収められて

いる。特に注意されるのは、この曲が、因空本の成立以前、藤原孝

道の子孝時（一一九〇〜一二六六）によって朗詠され、しかも当時

既に独特の唱法を伴っていたと見られる点である。

○建保六年（一一二八）六月一六日『順徳院内裏御舟案』

その夜は孝時は大鼓にて侍りき：又孝時朗詠つかまつるべき

よし別勅あり。座上を守てしばらくかためたりけれども、勅定

度々になりければ、うちしはぶきて、「てうく」としてあまね

く照す」とぞ詠せられける。この三のく、「けうく」としてな  
 めにうかむ」と詠じたりければ、つぎのあした弘御所にめし  
 ありて、この事勅問にあづかる。ふねのうちたるによりて、う  
 かむの字をもちゐるよし奏けり

〔「文机談」〕第四冊 孝時詠曲事

この、舟案の際「皎皎斜沈」の「沈」の字を忌んで「浮かぶ」と  
 読み替える唱法は、因空本以後の譜本にも、全て注記された。

○此字乗□□□浮ト可□（後崇光院本？）

○沈之字乗船之時浮ト詠之 於禁中可詠之（流布本）

○禁中ニテハ斜ニウカフト可詠ト入道殿之仰也云々（陽明本）

『陽明文庫朗詠譜』の注記に見える「入道殿」は、妙音院大相国  
 入道藤原師長（一一三八—一九二）を指すと考えられる。つまり  
 この説は、師長からその弟子である孝道、孝時へと相承されたので  
 ある。编者栄賢は、そうした事情を承知した上で、この曲を因空本  
 に収めたのであろう。

なお、同譜では第二句に「シモヲイタ、ク」の訓があるが、以後  
 の朗詠譜本では全て「霜を戴き」と、連用形で読む習いであった。

次に、「青黛眉かいて」は、『白氏文集』第三、新樂府「上陽  
 白髮人」に見える句である。

〔前略〕秋夜長、夜長無寐天不明。耿耿殘燈背壁影、蕭蕭暗雨  
 打窓聲。春日遲、日遲獨坐天難暮。宮鶯百囀愁厭聞、梁燕雙栖  
 老休妬。鶯啼燕去長悄然、春往秋來不記年。唯向深宮望明月、  
 東西四百迴圓。今日宮中年最老、大家遙賜尚書号。小頭鞵履  
 窄衣裳、青黛畫眉眉細長。外人不見見應笑、天寶末年時世粧。  
 上陽人、苦最多。少亦苦、老亦苦、少苦老苦兩如何。君不見昔

時呂尚美人賦、又不見今日上陽白髮歌。

「上陽白髮人」は、唐の天寶年中（七四二—七五六）、楊貴妃の  
 妬みから上陽宮に配せられた美女の悲劇を諷した白詩であり、「上  
 陽人」の名で広く知られている。『和漢朗詠集』にも、

秋夜長 夜長無眠天不明 耿耿殘燈背壁影 蕭蕭暗雨打窓聲

（秋晚 二三三番 上陽人／『千載佳句』雨夜にも出）

の句が採られており、これは『源氏物語』幻に、

「窓を打つ声」など、めづらしからぬ古言を、うち誦じたまへ  
 るも、をりからにや、妹が垣根におとなはせまほしき御声なり。  
 のように引かれ、その浸透ぶりを窺わせる。

「青黛眉かいて」は、これに続き、既に時代遅れとなった、天寶  
 年間流行の化粧を続ける宮女の姿を描いた部分である。しかし、こ  
 の句は以後の朗詠譜本に全く見えず、また朗詠曲としても頗る異例  
 の点が多い。

まず、因空本ではこれを、訓読上四句に分けているが、原文は七  
 言の詩句三句である。

・セイタイマユカイテマユホソクナカシ

青黛畫眉眉細長

・ウトキヒトニハミエマウシ

外人不見

・ミエテノ、チニハワラウラム

見應笑

・テンホウノスエノトシイマヤウスカタナレハ 天寶末年時世粧  
 朗詠曲の詞章には、二句、四句、六句のものがあるが、三句構成  
 のものは他に全く例がない。特に「青黛：：」の部分は、原文では  
 直前の「小頭鞵履窄衣裳」と対句になっており、本来ならば四句構  
 成となるべきところである。つまりこれは、詩文自体の構成よりも、  
 訓読を優先させた特異な朗詠曲なのである。

また、読み方の上でも、「外人」を「うときひと」、「時世粧」を「いまやうすがた」とするなど、他の朗詠曲に比べ、直読を避け和訓に拠ろうとする姿勢が顕著である。この和訓は、既に天永四年（一一一三）点の『神田本白氏文集』巻三にも、

外人 Ⅱうときひと

時世粧 Ⅱしせいさうなれは・ふるめきすかたなれは・そのかみすかたなれは・いまやうすかたなれは（原漢文及び片仮名）

のように見えており、同時代に工夫された訓法を探り入れていることがわかる。また、第二句「見えまうし」の「まうし」は「まほし」の対（ま憂し）で、平安中期以後の特殊な語法であり、従来「終止形の例は見当たらない」（『日本国語大辞典』）とされてきた。従ってこれは「まうし」が終止形で用いられた唯一の例ということになり、国語学的にも注目し値する。

このような異例の朗詠曲を定めたのは、前出の妙音院大相国師長であった。因空本には、この曲、および次に位置する、

ハナノモトニテカヘラムコトヲワスル、ハ・ヒケイニヨテナリ  
・ソノマヘニエヒヲス、ムルハ・コレハルノカセ

（22番 春興 本／『和漢朗詠集』春興 一八番）

の曲について、

已上二句、自妙音院殿、天王寺松四郎儲給所也。自四郎、昇蓮傳之（『吉野吉水院楽書』にも出）

という注記がある。すなわちこれは、師長から、天王寺松四郎一昇蓮へと伝えられた秘曲なのである。このうち前者は、『教訓抄』巻四、採桑老条に出る「天王寺舞人園四郎公広」と同一人かと考えられるが、その伝は未詳であり、藤家の相承系図にも見えない。つ

まりこれは、藤家の正統的な伝承曲ではなく、師長個人が、私的に天王寺舞人へと伝授したものである。

師長は「朗詠二百十首」を定めたときされる朗詠の大成者であるが、自身でも多くの曲を作曲したらしく、特に、

六句ノ朗詠ハ妙音院殿詠ジハジメ玉ヘリ（『吉野吉水院楽書』）

と言われるように、その中には従来にはなかった六句構成の朗詠曲も含まれていた。「青黛眉かいて」という特異な朗詠曲も、そうした師長の多彩な作曲活動の一端を伝えるものとして、同譜に収められたのであろう。

次に、「功德林をなす」は、天曆八年（九五四）三月二十日、大江朝綱（八八六―九五七）の書いた願文の一部である。その本文は、『本朝文粹』巻十四に見える。

〔前略〕方今、佛云經云、空留何益。今此之所講、趣異誠同。去年初心、只契延齡之驗。今朝新變、欲開出世之門。總擎惠業、奉朝山陵。噫姿婆遠哀、縦屠千行於眼下、眞如新飾、定現萬字於胸前。仰願驚頭雲鬢、鷄足山開、無上世尊、高竝妙覺之座、摩訶迦葉、跪奉附囑之衣。然後功德成林、普開惠花於四生之意樹。菩提分種、將灑甘露於六趣之身田。後慮既悛、佛心唯照。本志無違、朕恨云何。三世十方、共垂證明。稽首和南、敬白。

天曆八年三月二十日

（願文下 村上天皇爲母后四十九日御願文）

右の願文は、同年一月四日に没した村上天皇の母后、藤原穩子の四十九日法要のものである。「功德成林」以下は、この法会の功德が、あまねく六趣の衆生に及ぶことを祈念した句であり、『朗詠要

集』(山寺)、『朗詠九十首抄 円珠本』(追補)、『陽明文庫朗詠譜』(雜)にそれぞれ採られている。

この曲には、当初から「作曲者」に関する指摘がなされていた。

○此句ハ、依御室仰、孝道朝臣始付博士云々(因空本)

○「功德林ヲナス」ヲハジメテ、五首ハカリハ、北院御室ノ仰ニ

ヨテ、木工入道博士ヲツク(『吉野吉水院案書』)

○妙音院作(『朗詠要集』)

すなわちこれは、北院御室守覚法親王(一一五〇—一二〇二)の命によって、藤原孝道が作曲したもので、または藤原師長の曲として注目されてきたのである。孝道の曲の確例としては、同譜に、

ハクシユ(白首)ニノソムテハシメテシル・ウラムラクハガウ

ハバンリノホカニヘタテムコトヲ・玄蹤(クエンシヨウ)ヲア

ウイテハルカニチキル・願(ネカハク)ハヒサヲ龍花(ウクエ)

三會(ムエ)ノアシタニチカツカム(ケンコトヲトモ)此句者、

依御室仰、忝(木工カ)入道付博士也

(19番 秘)『新撰朗詠集』交友 六八六番 大江匡衡)

があり、師長同様、自身でも作曲を行ったことが知られる。つまりこれは、師長・孝道師弟のそうした活動の中で生まれた、代表的な朗詠曲として同譜に採られたのである。

この曲は、後の朗詠譜本でも、『朗詠集』外の新曲として特別に扱われたらしい。例えば『朗詠要抄 円珠本』<sup>①</sup>は、この曲を巻末の「此朗詠三首以別本書入也云々」と注した別紙に記している。また『朗詠要集』の「妙音院作」は、同譜におけるただ一つの注記である。更に『陽明文庫朗詠譜』も、「雜」部の末に一行空格をあけて「功德林をなす」「風香調の中には」「鳳凰鴛鴦は」の集外三曲

を並べている。このように同曲は、作曲者が明確に知られ、しかも『朗詠集』にない詞章を用いた典型的な曲として、後々まで意識されたのである。

なお、因空本は、最終句を「六種ノ身田ニソク」とするが、以後の譜本では全て、「六趣の心田にそそがむ」と読んでいる。

最後に、「鳳凰鴛鴦は」は、因空本の出典注記に「比巴銘 序云」とあるものの、現在のところその典拠は確認できない。但し、菅野扶美<sup>②</sup>氏が既に指摘しておられるように、延慶二・三年(一一三〇九・一一三一〇)の奥書を持つ『延慶本平家物語』の第二本以下、広本系『平家』の諸本に、この句に拠ったと見られる記述がある。

第一第二ノ絃ハ素々タリ。春ノ鶯間関トシテ、花ノ底ニナメラ

カナリ。第三第四ノ絃ノ声ハ竊々タリ。寒泉幽咽シテ、氷ノ下

ニ難ナツマシ。大珠小珠ノ玉盤ニ落ル音、金桂ノアヤツリ、鳳

凰鴛鴦ノ和鳴ノ之声ヲ不副ト云トモ、事ノ躰、山神感ヲ垂給ラ

ムト覚タリ。サビシキ梢ナレドモ、蕊花啄木ハ暗ニ玲瓏ノ響ヲ

送ル(師長尾張国へ被流給事付師長熱田ニ參給事)『長門本平

家物語』巻七 太政大臣師長赴配所給事・『源平盛衰記』巻一

二 師長熱田の社琵琶の事にも出)

右は、所謂「大臣流罪」の章段で、治承三年(一一七九)、藤原師長が尾張国に流された際の逸話の一部である。ここは、師長が同国宮路山で琵琶を弾じている部分の描写であるが、この行文には「琵琶引」や「五絃彈」(いずれも白楽天)など、琵琶に関する著名な詩文が多数引用されている。従ってこの「鳳凰鴛鴦は」も、これらと同様に、琵琶の句として当時周知のものであったと推定される。また、この句が妙音院師長の逸話に用いられた点は注意され、後

述の「風香調の中には一と同じく、これは師長自身の朗詠曲でもあった可能性がある。その意味で、因空本への収録は自然であろう。

「鳳凰鴛鴦は」は、琵琶の音の美しさに花鳥が声を添えるさまを描いた句で、『朗詠九十首抄 後崇光院本』（管絃）、『朗詠九十首抄 流布本』（追補）、『陽明文庫朗詠譜』（雑）、および『音楽講式』（二、讃琵琶徳）にも採られている。しかし、その典拠は早くから不明であつたらしく、詳細な出典注記を持つ『朗詠九十首抄 後崇光院本』にもこの句への注はない。また同曲は、『朗詠九十首抄 流布本』では、

山遠シテハ雲行客ノ跡ヲウツム・松寒シテハ風旅人ノ夢ヲヤナル（126番／『和漢朗詠集』雲 四〇四番）

と共に、「雑」部の集外曲の最後に置かれる。これには、やはり同曲の典拠が確かでないことが影響していよう。

以上のように、『朗詠要抄 因空本』に載る『朗詠集』外の朗詠曲は、編者栄賢らの師匠筋に当たる藤原師長や孝道の作曲・相承した、藤家の秘曲と称すべきものが多く、後の朗詠譜本においても、特別に扱われたことがわかる。

## 二、『朗詠要抄 円珠本』

『朗詠要抄 円珠本』は、大原三千院・来迎院に伝わる藤家の朗詠譜本で、『因空本』に次ぐ古さを持つ。収載曲数は九十三曲であるが、原形は九十曲（三曲は巻末増補）であり、藤家の所謂「朗詠九十首」を伝えるものとして、後の「九十首抄」本の祖本と見なされる。『因空本』との共通曲は十二曲に過ぎず、特殊な秘曲より

も、「臨時客」等の公宴での常用曲を中心に収めた実用的な譜本である。

同譜は、奥書によれば、前出の法探坊藤原孝時（一二六六年没）所持の本を、魚山声明の相承者、喜淵坊円珠が書写したものである。

○原本五音博士奥書云

弘安十年（一二八七）五月十八日、以法探房本書之畢 円珠

○同年同月廿七、八両日、付博士畢。但本ハ只博士也云々 円珠

○同年六月一日、二日之間、於今出川宿所、奉傳受畢。此本尤可秘也云々 円珠

すなわち同譜は、妙音院師長―孝道―孝時と続く藤家朗詠の正統を伝える譜と考えられ、秘曲中心の『因空本』と相補う形で、同家朗詠譜の根幹に位置づけられる。

同譜は、『和漢朗詠集』から七十四首、『新撰朗詠集』から十六首の句を採るが、巻末増補の部分に、孝時の父孝道の曲とされる③

「功德林をなす」があるほか、次の二首が『朗詠集』に見えない。

- ⑤ 桂醕（ケイシヨ）蘭（ラン）肴、昌泰（シャウタイ）ノ昔（ムカシ）ノ味（アチワヒ）ニ異（コト）ナラ爪、鳥（トリ）ノ聲（コエ）花（ハナ）ノイロ、猶（ナラ）延長ノ古風ニオナシ（39番 公宴）

- ⑥ 變態（ヘンタイ）續紛（ヒンブン）タリ、神（シン）ナリ亦（マタ）神（シン）ナリ、新聲（シセイ）婉轉（エンテ）ス、夢カ夢（ユメ）ニ非（アラサル）カ（43番 管絃遊）

右の二首は、いずれも著名な朗詠曲と同一の典拠から採られている。まず「桂醕蘭肴」は、承平二年（九三二）一月二十二日の朱雀天皇の内宴に、大江朝綱の書いた詩序の一部で、その本文は『本朝

文粹』巻九に見える。

臣謹檢故事、三春之初、九重之内、設密宴於燕寢、賜近臣以鸞觴。蓋本朝之前蹤、早春之内宴也。於是繡柱增飭、霞窗如華。望龍顏於咫尺、奉鳳銜於尋常。玉妓舉袖、則是朝雲之鮮粧。墨客染毫、莫不夜月之麗藻。其得追從於此筵、珥蟬之貴臣、含雞之狎客也。聖上繼體守文、肇由前蹤。桂醕蘭肴、不異昌泰之昔味。鳥聲花色、猶同延長之古風。侍臣相顧、或垂淚曰「不圖今日復見先帝之舊儀」。方今聖德滂流、施仁成化。九春之初月、占萬年之久芳、乃知撫民之期、海田屢變、膺圖之運、陵谷頻遷。德是北辰、椿葉之影再改。尊猶南面、松花之色十廻。豈只天意乎。抑亦人望也。臣謬登赤陛、應歸紅塵。昔秦人之入洞也、留而得仙。晉客之訪花也、去而遺悔。徘徊失步、何方爲南云爾。謹序（詩序二 早春侍内宴賦聖化万年春、應製）

右の詩序中に見える、

德是北辰 椿葉之影再改 尊猶南面 松花之色十廻

（『新撰朗詠集』帝王 六一五番）

は、「嘉辰令月」と並び称される代表的な朗詠曲であり、康和五年（一一〇三）以後、「臨時客」をはじめとするあらゆる公宴において常用された。特に同曲は、「源家根本七首」の一に数えられ、円珠本以下六本の主要譜本にも収められる、極めて重要な曲であった。「桂醕蘭肴」の部分か新たな朗詠曲に仕立てられたのは、この曲の存在が大きく影響しているであろう。

この句は、昌泰延長（八九八〜九三〇）の御代に行われた、醍醐先帝の内宴における盛儀を描写したもので、『朗詠九十首抄』後「崇光院本」、『朗詠九十首抄 流布本』、『陽明文庫朗詠譜』にも

同じ「公宴」の題で収められている。特に「桂醕蘭肴」（桂酒、醕は美酒の名。蘭肴は美味のさかな）の部分は、酒宴の際の秀句として重んじられたらしく、「九十首抄」本には、

○御酒宴之時又可便宜歌（後崇光院本）

○御酒宴之時又可便歌（流布本）

のような注が見られる。このように同曲は、「德是北辰」と同様公宴の曲として、酒を伴う宴遊を中心に用いられたのである。

なお、円珠本は初句を「桂醕蘭肴」とするが、「九十首抄」本では「桂醕蘭肴ハ」と「ハ」を補って読んでいる。

次に「変態續紛たり」は、元慶九年（八八五）一月二十一日、光孝天皇の内宴に、菅原道真（八四五〜九〇三）の書いた詩序の一部である。その本文は『菅家文草』巻七に見え、後に『本朝文粹』にも採られた。

夫早春内宴者、不聞荆楚之歲時、非踵姬漢之遊樂。自君作故、及我聖朝。殿庭之甚幽、咲高山之逢鶴鷺。風景之最好、嫌曲水之老鶯花。節則新焉、一人有慶。年惟早矣、万壽無疆。於是粧樓進才、粉妓從事。纖手細腰、受之父母。軟雲襪李、備于髮膚。况陽氣陶神、望玉階而餘喘。韶光入骨、飛紅袖以飄形。彼羅綺之爲重衣、妬無情於機婦。管絃之在長曲、怒不關於伶人。變態續紛、神也又神也。新聲婉轉、夢哉非夢哉。巨通籍重門、踏綵霞而失步。登仙半日、問青鳥以知音。樂之逼身、詞不容口。請祝堯帝、將代封人云爾。（『菅家文草』巻七 早春内宴侍仁壽殿同賦春娃無氣力、心製一首并序／『本朝文粹』巻九にも出）

右の詩序からは、『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』に、計三首もの句が採られている。



殿庭之甚幽 咲高山之逢鶴駕 風景之最好、嫌曲水之老鸞花

(『新撰朗詠集』禁中 四八一番)

羅綺之為重衣 妬無情於機婦 管絃之在長曲 怒不關於伶人

(『和漢朗詠集』管絃 四六六番)

通籍重門 踏綵霞而失步 登仙半日 問青鳥以知音

(『新撰朗詠集』禁中 四八二番)

このうち、「羅綺重衣」は、前出の「徳是北辰」と同じく「源家根本七首」の一つとされる重要な曲であり、早く寛治六年(一〇九二)の吉祥院作文や、長承二年(一一三三)の北野聖廟詩会等で朗詠されている。これに続く「変態續粉」の部分が朗詠曲として注目されたのも、「桂鯖蘭肴」の場合と同様当然であろう。

この句は、内宴を彩る舞妓の艶容を描いたものであり、『朗詠要集』に「管絃」の題で収められるほか、続く『朗詠九十首抄』後崇光院本、『朗詠九十首抄 流布本』、『陽明文庫朗詠譜』に本譜と同じ題で収録され、また『金沢文庫朗詠譜』③二一(2)および、『音楽講式』(一、明音楽源)にも引かれている。特に注意されるのは、本譜以下の四本で、この曲が「羅綺重衣」の次に置かれている点である。すなわち同曲は、源家の根本曲「羅綺重衣」と一続きのものとして意識されていたのである。

この曲は、藤原師長により、後白河法皇の今様合において朗詠されたことが知られる。

○承安四年(一一七四)九月十三日【承安今様合御遊】

朗詠左大臣(将カ。藤原師長)「徳是北辰」「瑤臺霜滿」「變態續粉」「鶏人曉唱」。此ノ朗詠ノトキ、聽聞人々「大將殿コソ朗詠ニテイトマ申サセ給」トゾ云アヘリケル。又「秋夜欲曙」

已上五首(『吉野吉水院樂書』)

師長の朗詠した他の四曲は、いずれも『朗詠集』に出る著名な句であり、他にも朗詠の記録が多い。つまり師長は、当時既にこの曲をこれらと同様、公宴での実演に堪える曲として扱っていたのである。またこの曲は、円珠本成立のわずか二年前には

○弘安八年(一一八五)三月二日【北山准后貞子九十賀後舟遊】

舟の中の調べはいと艶なり。蘇合の五帖・輪臺・竹林樂・越天樂など、いく返りともなくおもしろし。兼行「山又山」などうち誦したるに、「変態續粉」と両院(後深草院・龜山院)あそびしたるに、水の底もあやしきまで、身の毛たちぬべくはきこゆ(『増鏡』巻十 老のなみ)

のように、上皇の朗詠にまでも用いられている。このように、同曲は早くから宴遊の曲として常用されており、『朗詠集』外の曲中の白眉をなすものであったと言つてよい。

なお、円珠本は、第二句の「神」に「シン」と付訓するが、『朗詠九十首抄 流布本』はこれを「カミ」とする。前者は藤家、後者は源家の譜本であり、ここには両流の訓法の対立が認められる。

以上のように、『朗詠要集 円珠本』は、著名な朗詠曲の典拠から引き続いて採られた集外曲を収めている。これらは、新しい曲ではあるが、常用曲と一對をなしているため、朗詠の曲としても決して違和感がない。つまり、藤家の「九十首」では、『朗詠集』に出ない曲のうち、そうした「保証つき」の曲だけが収められたのである。このことは同譜が、因空本とは異なり、あくまで正統的な曲の集成を目指して編まれたものであることを示しているであろう。

## 三、『朗詠要集』・『朗詠要抄』小島春庵本

『朗詠九十首抄 円珠本』の成立後まもなく、これとは系統を異にする、二つの譜本が現れた。すなわち『朗詠要集』および『朗詠要抄 小島春庵本』（佚書）である。

『朗詠要集』は、法隆寺東院（安養院）に伝わった藤家の朗詠譜本である。収載曲数は全七十曲であり、同譜の五年前に成立した円珠本よりも少ないが、円珠本には見えない曲十二曲を含み、部類や配列の上でも「九十首」系の諸本とは異なる点が多い。すなわちこれは、「九十首」とは別の経路で伝わった、朗詠曲増加の途中経過を示す古譜なのである。

同譜は、奥書によれば、聖玄から教禪房琳弘（いずれも伝未詳）へと、先に六十七曲、後に三曲を伝授したものである。

已上詠數六十七首、博士口傳悉奉授于琳弘教禪房了。輒更不可可有披露也。先達等被秘存也。又三首奉授者也。

正應五年（一二九二）三月日 聖玄 花押

琳弘生年廿三、同年月重點了

同譜は、『和漢朗詠集』から五十二首、『新撰朗詠集』から十五首の句を採るが、前述の③「功德林をなす」（58番 山寺）および⑥「変態續紛たり」（33番 管絃）を収めるほか、次の一首が『朗詠集』に見えない。

⑦尺尊在世ノムカシ・アハサルコトヲ驚峯ノ雲ニウラムトイヘト  
モ・慈氏下生ノトキ・速證ヲ龍花ノ月二期セムトヲモフ

（57番 山寺）

これら三首の集外曲に関しては、早く岡本保孝（一七九七〜一七八）の著『朗詠考』<sup>55</sup>に考証がある。保孝はこれを、奥書にいう

「又三首奉授」に相当するものとし、

コノ三首ハ朗詠ニハモトナシ。前輩ノ添加シタルヲ、其添加ノマヽニ傳來シタルナラン。サレハ奥書ニコレヲ分別シテ記シタルナリケリ（句読点を私に付した）。

と述べている。これによれば、同譜において右の三首は、『朗詠集』所載曲とは別の形で傳承されことになる。すなわち同譜には、『朗詠集』の曲を根幹とし、それ以外の曲とは区別する意識のあったことが窺える。前述「功德林をなす」に対して特に付された「妙音院作」の注記の存在も、これを裏付けるであろう。

右の三首のうち「功德林をなす」「変態續紛たり」の二首は、既に見たように明確な典拠を持つ。しかし、本譜初出の「尺尊在世の昔」は、用語や内容から、願文あるいは表白の一部と推測されるものの、その典拠は明らかでない。

同句は、釈迦の在世に生まれ合わせぬことを嘆き、慈氏（弥勒菩薩）の出現を待望するという内容で、『陽明文庫朗詠譜』に「尺迦弥勒」の題で収められるほか、『金沢文庫本朗詠譜』二（2）、および『法隆寺聖靈会声明集』法隆寺金堂本<sup>56</sup>にも見える。しかし、この曲は、後の「九十首抄」本には全く採られておらず、また『陽明文庫朗詠譜』はこれを巻末増補の十七曲の中に置いている。つまり同曲は、前出の「鳳凰駕鸞は」同様、典拠が明確でないことから「九十首抄」の選にも漏れ、同譜から別系統で伝わったものと見られる。このことは、後の譜本に、

○釋尊在世ノ昔ニ／速證ヲ龍花ノ朝二期セムトヲモフ（陽明本）

○釋尊在世ノイニシヘ（ムカシ）／即證ヲ龍花ノ月二期ス（金沢文庫本）

のような、多くの異文が生じていることから確認されよう。

次に『朗詠要抄 小島春庵本』は、現存しない譜本であるが、前出『朗詠考』の中に、実見の記録がある。

天保九年（一八四〇）五月、友人小嶋春庵ノ宅ニテ『朗詠要抄』ト云モノヲ見タリ。古抄本也。タダ下巻ノミ存シテ上巻ハナシ。借來リテ比較スルニ『新撰朗詠』モ打混シテ載タリ。次第モ今本トカカヒテ、コノ下巻ノ中ニ四季ノ題ナルコレカレミエタリ。奥書ニハ、

時、正平親應六二合鉢之暮（一三五二）、歳次辛卯

（一行空格）

同初六日酉、朱墨共付博士畢。

トアリ。コノ空行ヲ熟觀スルニ、文字アリタルヲ後ニケツリケシタルヤウニミユルナリ。

すなわち同譜は、南北朝期の奥書を有し、下巻に四季の部類を持つ特殊な譜本である。曲数等の詳細は不明であるが、現存譜本のどの奥書とも一致せず、明らかに別系統の朗詠古譜である。

保孝によれば、同譜には、二曲の『朗詠集』外曲が存したという。

⑧風香調ノウチニハ、ハナフンフクノキヲフクミ、流泉ノ曲ノアヒタニハ、月セイメイノヒカリウカフ（琵琶）

⑨万徳莊巖ノ化主、青天ニアラハレテヤウヤクニチカツク、九品蓮臺ノ聖衆、雲ニ乗シテナ、メニクタル（三月三日）

これらは、いずれもその典拠が明確でない句であり、特に後者は同譜以外に全く知られない句である。こうした曲を含む同譜は、なお現存の諸譜本とは異なる点を多く持っていたと推定され、その出現が強く望まれる。

右の二曲のうち、まず「風香調の中には」は、その本文自体は不明であるが、早く天福元年（一二三三）成立の『教訓抄』巻八に、これを含む詞章が紹介されている。

梁王ノ雪ノ蘭、イフコウガ月楼。棲々タル風香調ノシラベ、心モコトバモヲヨバズ。彼ノ南海ニヲモブイシ黄門ノ、一面ノ琵琶ヲ相具シテ、万里ノ波濤ニウカミ給ケム、何ナル景氣ニテ侍リケン。風香調ノ中ニハ、花フンフクノ氣ヲ含ミ、流泉曲ノ間ニハ、月セイメイノ光ヲウカフ。已上、詞ツキ面白。ヨリテ注之（琵琶条）

右は、軍記等の和漢混淆文に類似した文体で、編者殆近真の注から推して、何らかの典拠によるものと考えられるが、少なくとも当時既に、この句が琵琶の佳句として知られていたことがわかる。

同句は、琵琶の本調子「風香調」や秘曲「流泉」の調べの美しさを花や月によそえたもので、同譜のほか、『陽明文庫朗詠譜』に、

風香調ノウチニハ、花芬馥ノ氣ヲフクミ・流泉ノ曲ノアヒタニハ・月清明ノ光ヲアラソフ

真名本ニハ光ヲウカフトアリ（159番 雑部）

と見える。これによれば、陽明本の頃には既に「光を争ふ」「光を浮かぶ」という異文が生じていたことが知られる。

この曲は、『平家物語』大臣流罪の章で、藤原師長の朗詠した曲として特に著名である。

その夜神明法楽のために、琵琶引、朗詠し給ふに、所もとより無智の境なれば、情をしれるものなし。邑老・村女・漁人・野叟、首をうなだれ、耳を峙つといへ共、更に清濁をわかち、呂律をしる事なし。され共、瓠巴琴を弾せしかば、魚鱗躍りほと

ばしる。虞公歌を發せしかば、梁塵うごきうごく。物の妙を究る時には、自然に感を催す物なれば、諸人身の毛よだて、滿座奇異の思をなす。やうやう深更に及で、「ふがうでうの内には、花芬馥の氣を含み、流泉の曲の間には、月清明の光をあらそふ」  
 「願くは今生世俗文字の業、狂言綺語の誤をもて」といふ朗詠をして、秘曲を引給へば、神明感應に堪へずして、寶殿大に震動す（覺一本）

右は、前述「鳳凰篤禱は」の項にも出た、師長の尾張流罪の際の逸話で、屋代本以下の語り本系、延慶本以下の読み本系諸本の全てに見えている。従つてこの曲は、『朗詠集』や初期の朗詠譜本には採られないものの、妙音院師長の朗詠曲として、広く知られていたと考えられる。おそらく同曲は、この逸話の流布に伴つて、新たに朗詠譜本中に加えられたものであらう。

なお、『平家物語』諸本では、同曲に関する異文が少なからず見られる。

初句 〔普合調ノ中ニハ〕（平松家本・鎌倉本・源平盛衰記）

〔風香調ノ裏ニハ〕（熱田本真名平家）

最終句 〔清明ノ光明ナリ〕（延慶本）

〔清明ノ光をます〕（長門本）

〔清明ノ光ヲ添フ〕（熱田本真名平家・長門本行）

〔翠清明光〕（源平盛衰記）

このような異文の発生は、『平家』の本文上の問題でもあらうが、陽明文庫譜にも既に異文が報告されていることから見て、やはりこれは拠るべき典拠が失われていたことを示すのであらう。

次に「万徳莊巖の化主」は、内容から推して、前述「尺尊在世の

昔」と同様に、願文・表白の句であると考えられるが、これもその典拠は明らかでない。また同曲が「三月三日」の部に収められていることも、句の性格から見て奇妙である。このためか、同曲は他の譜本にも見えず、全くの孤曲となつてゐる。

朗詠譜本には、現存のもののほか、本譜のように失われてしまつた譜が数多くあると推定される。それらの中には、同曲のように、知られないまま亡逸した曲が収められていた可能性がある。同曲はそうした廃絶朗詠曲の一端を伝えるものとして注意される。

このように、『朗詠要抄 円珠本』に続く朗詠譜には、時として、典拠の明白でない珍しい曲が付け加えられている。これらは必ずしも一般化せず、他の譜本に採られないものも多いが、正統的な朗詠曲に対して、この当時なお新たな朗詠詞章の發掘が試みられていたことが知られ、注目し得る。

#### 四、『朗詠九十首抄』以後

藤家の九十首を伝える『朗詠要抄 円珠本』の成立後、朗詠曲は順次増加・整理され、鎌倉・室町期には源家においても九十首の集成がなされた。これは『朗詠九十首抄 後崇光院本』および『朗詠九十首抄 流布本』の両本に纏められている。このことについては、既に近藤喜博氏<sup>3)</sup>、村田正志氏<sup>4)</sup>、小野恭靖氏<sup>5)</sup>の研究がある。

『朗詠九十首抄 後崇光院本』は、後崇光院貞成親王の筆になる源家の朗詠譜本である。収載曲数は計百十四曲（百十五首、二首一曲を含む）であるが、その注記により、原形九十首（実は九十四首、二首一曲を含む）、増補十八首（実は十九首）、後補二首から成ることがわかる。この原形九十首が、ほぼ源家の「九十首」に相当す

ることは、小野氏の論証に詳しい。藤家の円珠本とは八十二首が共通するが、配列や部類の上で小異があり、また源家固有の「池冷水無」「八月九月」の二曲を含むなど、独自の点も多い。また同譜は真名表記・漢文語順で、節付を全く持たない特異な朗詠譜本である。同譜は、奥書によれば、四辻入道善統親王（一二三二）～一三二七）から源家の綾小路信有（一二五八）～一三二四）に伝授された説を祖形とし、以後綾小路敦有・信俊父子を経て、貞成親王へと伝わったものである。いま、年次のある奥書部分のみを摘記する。

○應安四年（一二三二）二月九日、以先人御自筆秘本令書寫之。  
秘説等大略注之。更々不可及他見而已 【朗詠・山遠雲理】

正三位敦有 判

○嘉慶二年（一二三八）六月四日令書寫之訖。

○明德第二曆（一二三九）孟冬上旬之候、通議大夫左親衛中郎將

源朝臣信俊 判 今年三十七歳 童名慶玉丸 法名了信

○應永廿五年（一四一八）十月八日書寫之訖。予音曲聊依令傳受、

此抄於申受而所書寫也。源宰相（信俊）依師弟芳契不淺、當家之秘鈔被免一覽畢。一喜一懼而已。 城南隱士貞成 花押

同譜は、『和漢朗詠集』から九十三首、『新撰朗詠集』から十七首の句を探るが、原形九十首の部分に①「澄々として遍く照らす」

（21番 月）、②「桂蔭蘭肴は」（40番 公宴）、③「交態纏紛たり」（45番 管絃遊）があり、これに、

④「源李門之浪二年・朝恩未及・踐蓬壺之雲十日・夜飲既酣」（35

番 禁中）

が、新しく『朗詠集』外の曲として加わっている。また増補十八首の部分には、④「鳳凰鴛鴦は」（101番 管絃）がある。

同譜の九十首／十八首という正員数は、誤謬ではなく、実際の収録曲数（九十四首／十九首）からこれらの集外曲（四首／一首）を除くことによって生じたものと考えられ、すなわち同譜にも、『朗詠要集』などと同様に、『朗詠集』所載曲とそれ以外のものを区別する姿勢のあったことが知られる。

「李門の浪に浜りて二年」は、『本朝文粹』巻十に見える、菅原輔昭（九八二年没）の詩序の一部である。

王城東南半里餘、有一玉洞矣。煙霞春濃、泉石秋冷。蓋我太上皇、數賞宸遊之地也。自彼邇世損尊、逐處占靜。詞鸞舞鶴、追從于襄裳之行。草色林輝、祇承脫屣之步。於是于林于臺、有花有酒。酒隔花而遙酌、味帶香而彌醇。宿鳥鳴以似說戶之淺深、遊蜂繞以如檢巡之多少。嗟呼唱遍從何方、經梅樞而舉白。記驚是幾物、過杏園而折紅。出濃粧出繁艷、愁眉忽展眼界之春。穿宿雪穿暖霞、俗骨欲倒醉鄉之月。于時鈞天宴闌、玉漏夢半。絲竹間奏、咸陽縣之地自清。觴詠不休、魏姑射之山欲曙。輔昭源李門之浪二年、朝恩未及、蹈於蓬壺之雲十日、夜飲既酣。厭厭然、獨迷花酒之下云爾、謹序。

（詩序三 春日同賦隔花遙酌酒、応太上皇製）  
この詩序の書かれた時期は明白でないが、詩題に見える「太上皇」は朱雀上皇（九四六年讓位）九五二年崩御）と推定され（柿村重松氏『本朝文粹註釋』）、その仙洞御所（九条殿）で催された詩会でのもので考えられる。

同句は、輔昭が課試に登第して二年余、不遇をかこった身の上でありながら、上皇の仙洞に昇殿を許されてわずか十日で、盛儀の宴遊に列した感激を表したもので、流布本および『陽明文庫朗詠譜』

に、同じ題で収められる。朗詠曲集成の完成期に至ってなお、このように『朗詠集』に載らない新曲が採られた背景には、藤家の「九十首」に対し、自家独自の九十首を作り上げようとする源家の姿勢を見て取れる。

同句を含めた五曲の集外曲は、そのまま『朗詠九十首抄 流布本』にも収録されている。同譜は、藤家の洞院入道満季（一三九〇〜一四三一出家）の記とされる、宝徳三年（一四五二）の「朗詠由来」を巻頭に持ち、かつ、

○本云正長二（一四二九）七・十、付博士句八十四首加曲定 判  
○文安五之曆（一四四八）戊辰夾鐘中九甲亥之時、以洞院入道前内府（藤原満季）尊翰之本、令書寫畢。可秘者也。

通議大夫中郎將源朝臣有傳

の奥書を有する源家の譜本である。収載曲数は百二十六曲で、後崇光院本の全曲を含み、かつ基本的に、後崇光院本の「原形九十首」を上野に、それ以外の句を下野に分別して書く。「原形九十首」に属した四曲の集外曲は、全て上野に書かれており、これらはいずれも、小野氏のいう原『朗詠九十首抄』の構成句として数えられることがわかる。また、「増補十八首」に属する「鳳凰駕鸞は」が「不載藤原両家譜朗詠」とされていることは、前述の通りである。

また、右の五曲に③「功德林をなす」、⑦「尺尊在世の昔」、⑧「風香調の中には」の三曲を加えたものが、『陽明文庫朗詠譜』に出ている。同譜は鎌倉末期筆かとされる藤家朗詠譜で、収載曲数は百七十七曲（重出二曲を含む）と現存譜本中最も多く、朗詠曲集成の最広本として、これら『朗詠集』に見えない曲も採り入れられたのであろう。但し「功德林をなす」「鳳凰駕鸞は」「風香調の中

には」の三曲は雑部の巻末に、また「尺尊在世の昔」は巻末増補部におかれており、なお集外の曲を別にする姿勢が認められる。

更に、金沢文庫に伝わる朗詠譜五種のうち、八首構成の一本（二一（二））には、⑥「変態續粉たり」、⑦「尺尊在世の昔」が収められており、また『音楽講式』『法隆寺聖盞会声明集』にもこうした集外曲が認められることは、これらの曲の浸透を考える上で見逃せない。

## 五、結語

以上のように、鎌倉〜室町期に編まれた朗詠譜本に見える、『朗詠集』に載らない十曲の朗詠曲は、著名な朗詠曲の典拠から更に補われたり、また師長や孝博ら、高名な朗詠者の作曲・実演を背景とするなど、さまざまな事情によってこれらの譜本に取り込まれたものである。その中の幾つかは、実際に朗詠された記録を持ち、『朗詠集』の曲に比しても遜色がないほどに重用されたことが知られる。しかしながら、なお一部には、典拠も知られず、かつ朗詠曲としての定着が疑問視される曲もあり、また幾つかの朗詠譜本では、これらの集外曲を『朗詠集』の曲と明らかに区別して扱っている。このように見ると、朗詠譜本の「朗詠曲」とは、あくまでも両『朗詠集』を基準としたものであり、これらの十曲は、常に例外的な存在でしかなかったのである。

『朗詠集』にない新しい朗詠詞章を生み出そうとする試みは、このように、必ずしも成果を上げたとは言われない。しかしまた、こうした活動が朗詠曲の範囲をより広げ、豊かなものにしたこともまた確かであろう。その意味において、これら十曲の朗詠曲の存在は

軽視されるべきでない。

[注]

- (1) 柿村重松氏『倭漢朗詠集考證 首巻 序説』(六一五)、浅野建二氏『短歌朗詠の歴史と実際』(昭五〇)など。なお、拙稿「平安朝の朗詠詞章総覧」『研究と資料』第24輯 平二・一二参照。
- (2) 『朗詠要抄 因空本』以下、計十二本の朗詠譜本に見える、異なる朗詠曲の総数。内訳は、『和漢朗詠集』から百三十一首(67・1%)、『新撰朗詠集』から五十四首(27・7%)。
- (3) 呉文炳氏『国書聚影』(昭三七)所載伝因空自筆影印による。但し同本は巻首一首を欠く。よって同本の精写完本と目される京都大学文学部国文研究室蔵本(Kf3)を参考した。
- (4) 『新訂増補国史大系 本朝文粹』による。
- (5) 『日本古典文学大系 和漢朗詠集』による。番号も同じ。
- (6) 『校注 文机談』(笠間書院)による。
- (7) 村田正志氏「後崇光院御筆九十首抄模本の出現」『国士館大文学部人文学会紀要』第一八号 昭六一・一。所載影印による。
- (8) 京都大学付属図書館蔵『朗詠略譜九十首』(八・六〇/四)による。
- (9) 『陽明叢書国書篇 古楽古歌謡集』(思文閣出版)所載影印による。
- (10) 那波道圓本による。
- (11) 『新潮日本古典集成』による。
- (12) 『神田本白氏文集の研究』(勉誠社)の訓読による。
- (13) 『日本思想大系 古代中世藝術論』による。
- (14) 『古今著聞集』巻十六・『文机談』第二冊・『吉野吉水院楽書』に、師長の撰であることが見える。
- (15) 『統群書類従』による。
- (16) 具体的には、因空本20/22番に見える「布政之庭」(『和漢朗詠集』帝王 六六〇番)・「仁流秋津洲之外」(同 六五八番)・「幾行南去之雁」(同 曉 四一七番)の三首をさすと考えられる。
- (17) 内閣文庫蔵『朗詠要集』(二〇七・一七)による。同本は寛政四年、藤貞幹が法隆寺本を転写したもの。
- (18) 『新編国歌大観 第二巻 私撰集編』による。番号も同じ。
- (19) 国会図書館蔵『朗詠要抄 大原本』(七六八・二/一四)による。同本は大正十五年、高野辰之氏が大原来迎院本(乙本)を転写したもの。
- (20) 菅野扶美氏「音楽講式」の朗詠―諸朗詠譜との関連において『日本歌謡研究』第二六号 昭六二・二
- (21) 汲古書院刊『延慶本平家物語』所載影印による。
- (22) 注(20)所引。
- (23) 中御門右大臣藤原宗忠(一〇六二―一一六八)または知足院関白藤原忠実(一〇七八―一一六二)の撰とされる藤家の朗詠曲集成。但し『古今著聞集』巻十六は宗忠、『文机談』第二冊は忠実撰とし、『吉野吉水院楽書』は両説を併記する。
- (24) 『金沢文庫資料全書 第七巻 歌謡・声明篇』(便利堂)所

載影印による。

- (25) 『日本古典文学大系 増鏡』による。
- (26) 京都大学付属図書館蔵『況齋叢書』(一〇・〇一／キ六)巻卅による。同書は安政五年および明治五年の識語を持つ。
- (27) 福田和夫氏「『法隆寺聖霊会声明集』」『東洋音楽研究』第四八号 昭五八・九
- (28) この「真名本」は、同譜の九箇所に見えるが、このうち15番「南翔北嚮」の注に「此朗詠真名本ニハ饒別部在之、恋部也」(同句は『和漢朗詠集』恋部・『朗詠九十首抄』饒別部に出る)とあることからすると、これは同譜に先行する真名表記の朗詠譜本(佚書)を指すと考えられる。
- (29) 『日本古典文学大系 平家物語上』による。
- (30) 近藤喜博氏「朗詠九十首抄成長の一過程―後崇光院本竹田本の紹介―」『国語と国文学』二五巻七号 昭二三・七
- (31) 庄7に同じ
- (32) 小野恭靖氏「『朗詠九十首抄』考―諸本及びその展開をめぐって―」『中世文学』第三五号 平二・六
- (33) 小野氏右論文参照。
- (34) 但し『古楽古歌謡集』の解説では、他に21番「剪丹霞而為葩」(新朗 八八番)・34番「暗風飄幌影」(同 二一五番)・47番「落葉俟微風以隕」(同 二八九番)・48番「樵蘇往反」(和朗 三一一番)・75番「梁鷄棲而遲唱」(新朗 二二四番)・80番「晋建威將軍劉白倫嗜酒」(和朗 四八〇番)・119番「繩床欲穿」(新朗 五四二番)・129番「隱映朝霧斷時」(同 四九一番)・147番「堂有母儀」(和朗 六〇六番)・169番「道場夜半香花冷」(新朗 三六七番)の計十曲を、『朗詠集』に見えないとする。

成稿にあたり、貴重な資料の引用をお許しいただいた、国立公文書館、国立国会図書館、京都大学付属図書館、ならびに京都大学文学部国文研究室の御高配に深謝申し上げます。なお、本稿は平成三年度文部省科学研究費奨励研究(A)「日本朗詠史研究(鎌倉期の朗詠)」の成果の一部である。

(東京成徳短期大学専任講師)